

□平成 12 年度原子力防災訓練について

島根県環境生活部
環境政策課原子力安全対策室

1. 原子力災害対策特別措置法に定める訓練

平成 11 年 9 月に発生した茨城県東海村 JCO 東海事業所での臨界事故の反省や教訓を踏まえ、①初期対応の迅速化、②国及び地方公共団体の連携強化、③国の緊急時対応体制の強化、④原子力事業者の責務の明確化などを柱とする原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)が平成 11 年 12 月制定された。

原災法第 13 条では、「防災訓練に関する国の計画」について定めており、国、地方自治体、原子力事業者等が共同して行う原子力災害についての総合的な防災訓練について、主務大臣が定める計画に基づいて行うことを規定し、国が主体的な役割を果たす訓練を実施することを定めている。

この訓練は、毎年度 1 から 2 か所程度行うとされており、平成 12 年度の訓練については、本県知事が原子力発電所が立地する道県で構成する原子力発電関係団体協議会の会長であり、また、島根原子力発電所 3 号機の増設計画等を控え、全国に先駆けて原災法に基づく訓練を実施し、防災体制の充実を図り、県民の安全・安心を得ることが重要であることから、本県での実施を国に対し、

強く要望してきた。その結果、本県で実施されることとなり、平成 12 年 10 月 28 日(土)、原災法に基づく全国初の訓練が本県において実施された。

2. 従来の原子力防災訓練

島根県では、昭和 57 年からおおむね 2 年に 1 度、計 8 回の原子力防災訓練を実施しており、従来の訓練は、県、関係市町が中心となり、国の指導・助言を得て県が防災対策を決定する枠組みで実施してきた。平成 8 年度からは、住民参加による避難訓練、平成 10 年度には小中学校生徒の屋内退避訓練を実施するなど住民参加による訓練も実施してきたところである。

平成 12 年度の原子力防災訓練は、原災法の新しい枠組みに基づき、関係機関が一堂に会し防災対策を協議する合同対策協議会の設置運営など、国が中心となり、県、関係市町、防災関係機関及び原子力事業者が一体となって行う初めての訓練となった。

3. 事故想定

事故の初期段階から活動を開始し、緊急事態である大事故に拡大するまでの各段階での活動を検証するために、放射性物質放出に至るまでの事故想定を国において作成し、その想定に基づき、訓練を実施した。

事故想定については、スリーマイルアイ

ランド事故を想定事象とし、全ての給水ポンプが停止し、その後、非常用炉心冷却装置 ECCS が順次作動するが、全ての冷却機能を喪失し、炉心の露出、損傷に至る事態を想定した。

訓練については、事故発生から終息までの約 26 時間を、午前 8 時から午後 4 時までの約 8 時間に圧縮して実施した。

4. 訓練の流れ

実時刻	訓練時刻	プラント状態	訓練内容
0 : 00	7 : 50	原子炉スクラム	
	8 : 00		トラブル（原子炉スクラム）通報
4 : 56	8 : 50	高圧 ECCS 不動作	
	9 : 00		原災法第10条通報
	9 : 10		県災害対策本部設置
13 : 00	10 : 00	全 ECCS 停止	
	10 : 10		原災法第15条相当事象の連絡
13 : 30	10 : 30		緊急事態宣言
15 : 30	10 : 35		第 1 回合同対策協議会（OSC の体制確立、事故状況の確認）
17 : 00	12 : 05		第 2 回合同対策協議会（放射性物質放出・影響範囲の子測、住民の避難・退避指示）
17 : 35	12 : 40	住民避難開始	
18 : 18	13 : 30	炉心露出	
20 : 41		炉心損傷	
	13 : 40		住民避難完了
21 : 05	13 : 45	放射性物質放出開始	
	14 : 15		第 3 回合同対策協議会（住民避難状況、モニタリング結果）
26 : 00	14 : 45	低圧注水系復旧	
		格納容器隔離復旧	放出停止
	15 : 10		第 4 回合同対策協議会（防護対策解除）
	15 : 30		緊急事態解除宣言
	15 : 40		県災害対策本部解散

5. 訓練の内容

(1) 緊急時通信連絡訓練

島根原子力発電所からの事故情報は、事業者防災業務計画に基づき、県、関係市町、国の関係省庁等へと通報され、県では、地域

防災計画に基づき、発電所からの事故情報の通報を行うとともに、発電所への立入調査の実施、県災害対策本部の設置、国の専門家の派遣の要請などの県の対応について関係機関への通報連絡を行った。原災法第 10

条通報に伴い、オフサイトセンター(以下「OSC」という。)に現地事故対策連絡会議を、緊急事態宣言発出後は合同対策協議会を設置し、それぞれ派遣された要員が各機関との連絡を行うなど OSC を中心とした情報伝達を実施した。

また、国の現地災害対策本部長である坂本通産総括政務次官並びに本県知事と首相官邸の森内閣総理大臣のテレビ会議をはじめ、テレビ会議システムにより、官邸、通産省、OSC、県災害対策本部、1市2町災害対策本部にOSCの映像を伝送し、情報の共有化を図った。

(2) 災害対策本部設置運営訓練

県庁講堂に県災害対策本部を設置し、災害対策本部設置運営訓練を実施した。

本県は、県本部とOSCの有機的連携を図る観点から、県庁敷地内にOSCを建設することとしている。合同対策協議会には、知事が出席し、協議会終了後にOSCの知事から県庁の県災害対策本部に対し、テレビ会議により、必要な指示を行い、OSCと県本部との連携を図った。

(3) オフサイトセンター設置運営訓練

OSCには、4台のスクリーン等を設置し、テレビ会議、環境放射能モニタリング情報の表示を行うとともに、県の衛星ネットワークによる衛星車載局からの画像伝送等を行った。

現地本部の総括政務次官、県、関係市町代表者、各機能班長等が出席する合同対策協議会を4回開催するとともに、総括班、広報班、放射線班、プラント班、住民安全班、医療班等の各機能班の運営訓練を実施した。各機能班については、横断的な組織(住民安全



班については15機関25名)の運営となるが、訓練においては、それぞれの班長を努める機関が主体となり、運営した。

(4) 緊急時モニタリング訓練

県保健環境科学研究所に緊急時モニタリングセンターを設置し、周辺環境のモニタリングはもとより、SPEEDIによる予測情報の入手、モニタリング本部運営、合同対策協議会放射線班への参画、国派遣の専門家との連携などの訓練を実施した。

また、国の指示に基づく空中モニタリング訓練を、陸上自衛隊のヘリコプターに原子力安全技術センターの職員が搭乗し、実施した。

(5) 避難等措置訓練

ERSSによる事故進展予測、SPEEDIによる拡散結果予測に基づき、発電所周辺1km及び東南を中心とする3セクタ2kmは避難、発電所周辺2km及び東南を中心とする3セクタ6kmは屋内退避を要する地域として、避難、屋内退避、立入規制等の訓練を実施した。

避難訓練については、鹿島町の一矢地区が対象の地区となり、地区の集会所に徒歩で集合後、自衛隊のバス1台、トラック2台により、避難所である鹿島町立武道館に避

難した。避難所においては受付、スクリーニング、負傷者への医療措置、自衛隊の炊き出しの配布、ヨウ素剤についての説明等を行った。

屋内退避訓練については、鹿島町の一矢地区を除く全域、松江市の一部地域が対象となり、広報車等により屋内退避の広報を実施した。訓練実施後に住民アンケートにおいて、「家の中に入った(33.0%)」「元から家の中にいた(57.4%)」「家の中に入らなかった(9.6%)」の回答を得た。

(6) 自衛隊災害派遣運用訓練

従来の訓練においては県の災害対策本部への連絡幹部の派遣、避難住民の炊き出し訓練を実施していたが、今回の訓練では非常に大規模な自衛隊の参加となった。

国主体の訓練では、OSC への連絡要員の派遣、画像伝送、政府職員の輸送訓練、化学防護車による偵察訓練、自治体主体の訓練では、県本部への連絡幹部の派遣、避難住民の搬送、炊き出し、空中モニタリング支援など多くの訓練が実施され、東京、島根その他において、約220名の参加による訓練が実施された。

6. 訓練の成果

原災法に基づく全国初めての訓練を本県において実施したところであるが、原災法の枠組みに基づく通報連絡や OSC の設置運営などの訓練を実施し、関係機関の有機的連携や防災業務従事者の緊急時対応の習熟を図る上で成果があった。特に OSC については、情報の共有化、応急対策の判断にあ



って、関係機関の連携など、合同対策協議会及び機能班の体制が有効であることが実証された。また、住民の避難訓練への参加及び住民に対する訓練実施の広報などにより、住民に原子力防災についての理解を深めていただくことができたものと考えている。

しかしながら、OSC における各機能班の指揮、役割分担、連携の方法、あるいは、OSC と県、関係市町等の連携などの課題も抽出されたところである。

原災法の制定により、専門的知見を持つ国を中心とし、地方公共団体、原子力事業者等が一体となった防災対策の充実が図られたところであり、緊急時に関係機関が有機的な連携を図り、迅速かつ的確な防災対策が実施できるよう、訓練において得られた課題等を踏まえ、防災体制の充実を図ってまいりたい。